

1. 年度・事態別件数

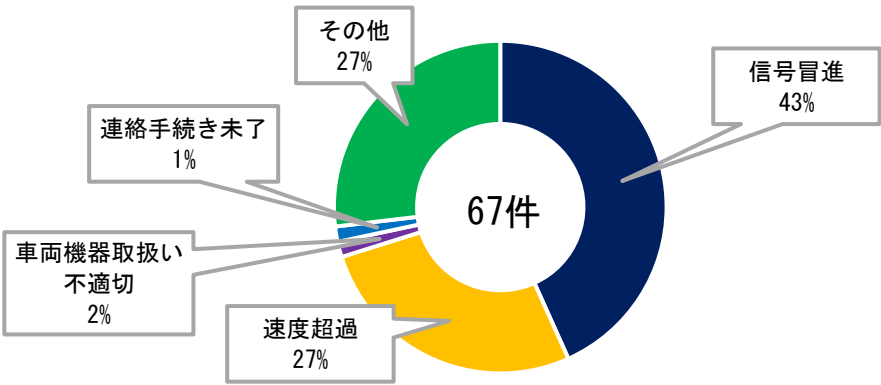
令和7年5月末時点

事態 年度	信号冒進	合図、標識不確認	速度超過	制動不適切	車両機器取扱い不適切	列車防護不適切	閉そく関係等	故障措置不適切	連絡手続き未了	その他	合計
R3年度	29 (6)	0	18	0	1 (1)	0	0	0	1	18 (8)	67 (15)
R4年度	35 (3)	0	28 (2)	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	21 (7)	86 (14)
R5年度	37 (9)	1	21 (1)	1 (1)	3 (1)	0	0	0	2 (2)	7 (3)	72 (17)

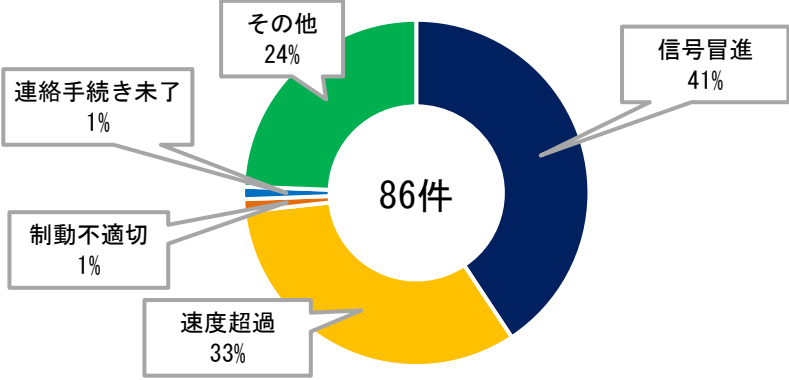
注) () 内は、行政処分(運転免許停止)となった件数になります。

2. 年度別比率

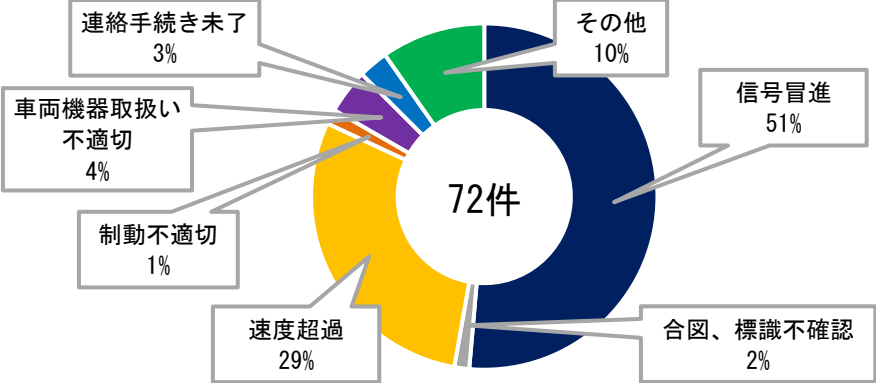
令和3年度



令和4年度



令和5年度



- 「異常運転等報告書」とは、「鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則（平成18年国土交通省令第79号）」第3条及び「軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）」第35条の2の定めにより、動力車操縦者（鉄軌道の運転士）の取扱い誤り等が発生した場合に、鉄軌道事業者から地方運輸局長に提出を義務付けているものです。
 - 表中（1ページ目：1. 年度・事態別件数（以下同じ。））の「事態」欄は、「鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示（平成18年国土交通省告示第822号）」及び「軌道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示（平成18年国土交通省告示第823号）」の第2号様式に定める「運転取扱い誤り内容の種類」で分類しています。
 - 表中の「事態」欄で使用する用語の意味は、次のとおりです。
 - 信号冒進・・・・・・・・・・停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車又は車両を操縦した事態
 - 合図・標識不確認・・・・・・定められた合図や標識に従わず、列車又は車両を操縦した事態
 - 速度超過・・・・・・・・・・定められた制限速度を20km/h以上超過して列車又は車両を操縦した事態
 - 制動不適切・・・・・・・・・・ブレーキの取扱いを誤り、鉄道運転事故※₁又は運転事故※₂が生じた事態等
 - 車両機器取扱い不適切・・保安装置等の取扱いを誤り、列車又は車両を操縦した事態
 - 列車防護不適切・・・・・・・・列車防護※₃の取扱いを誤った事態
 - 閉そく関係等・・・・・・・・閉そく※₄の取扱いを誤り、列車又は車両を操縦した事態等
 - 故障措置不適切・・・・・・・・設備が故障した場合の対応措置を誤り、鉄道運転事故又は運転事故が生じた事態等
 - 連絡手続き不適切・・・・・・定められた報告を行わず、運転取扱いを誤った事態等
 - その他・・・・・・・・・・次の事例に該当するもの等
 - ・酒気を帯びた状態で列車又は車両を操縦した事態
 - ・正当な理由なく列車又は車両の操縦中に運転席を離れた事態
 - ・鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）等に違反して列車又は車両を操縦した事態
 - ・列車又は車両の操縦中に私用の携帯電話等を扱った事態
 - ・運転免許に付した条件（矯正眼鏡使用等）に違反して列車又は車両を操縦した事態
- ※₁ 「鉄道運転事故」とは、鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）第3条に定めるものをいいます。
- ※₂ 「運転事故」とは、軌道事故等報告規則（昭和62年運輸省・建設省告示第1号）第1条に定めるものをいいます。
- ※₃ 「列車防護」とは、列車の停止を要する障害が発生した場合に、併発事故を防止するため、当該箇所に進行してくる列車又は車両を停止させる取扱いをいいます。
- ※₄ 「閉そく」とは、一定の区間を1列車の運転に占有させることをいいます。

《異常運転等報告の対象となる事態》

- 動力車操縦者の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる鉄道運転事故であって、乗客、乗務員等に死傷者を生じたもの
- 動力車操縦者が酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車が運行された事態
- 特に異常な操縦がされたと認められる事態※

※「特に異常な操縦がされたと認められる事態」とは、次の①～⑩をいいます。

- ① 正当な理由なく列車の操縦中に運転席を離れた事態。
- ② 列車又は車両（以下「列車等」という。）の定められた運転速度を20km/h以上超過して列車等を操縦した事態。
- ③ 列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置及びその他の列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講ずることなく列車の退行運転を行った事態。
- ④ 停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車等を操縦した事態。（停止すべき位置までに停止することができない距離で停止を指示する信号の現示があったとき及び停止すべき位置が表示されないときを除く。）
- ⑤ ①～④のほか、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に違反して列車等を操縦し、鉄道運転事故を生じさせた事態。
- ⑥ 運転免許の交付を受けずに列車等を操縦した事態。（運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗して、その直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合を除く。）
- ⑦ 列車等の操縦中に私用の携帯電話を扱った事態又はこれに類する異常な操縦を行った事態。
- ⑧ 運転免許に付した条件に違反して列車等を操縦した事態。
- ⑨ 動免省令別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しないことを知りながら列車等を操縦した事態。
- ⑩ ①～⑨に類する操縦がなされた事態。